

福島県における復旧・復興の現状と課題

Current Status and Issues of Restoration and Reconstruction in Fukushima Prefecture

菊 地 和 明[†]
(KIKUCHI Kazuaki)藤 本 弘 樹[†]
(FUJIMOTO Hiroki)長 岡 学[†]
(NAGAOKA Manabu)

I. はじめに

福島県は東西 170 km, 南北 130 km, 面積は約 13,783 km²で、北海道、岩手県に次ぐ全国 3 位の広さを持つ。南北に走る阿武隈高地と奥羽山脈の二つの山系により、東は太平洋に面する浜通り地方、西は日本有数の豪雪地帯として知られる会津地方、その間の中通り地方に三分される（図-1）。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、県内では最大震度 6 強が観測され、津波被災とあわせて、農地・農業用施設等の 4,358 か所が被災し、その被害額は 2,303 億円に上った。

津波被災を受けた農地と放射能漏れ事故を起こした東京電力福島第一原子力発電所（以下、「第一原子力発電所」という）は、浜通り地方に位置している。

本報では、ほかの被災県と異なる様相を呈している本県の被災および復旧・復興の現状と課題を述べる。

II. 東日本大震災の被害状況

本県は、全国から多くの支援をいただいております。地震・津波被害からの復旧が着実に進む一方、第一原子力発電所近隣の地域においては、いまだ避難指示などにより震災発生から 5 年を迎えた現在も被害調査や工事着手を行えない区域が存在する状況にあり、大きな格差が生じている。

1. 第一原子力発電所事故と避難指示

第一原子力発電所の事故に伴う原子炉の損傷や放射性物質の放出・拡散による住民の生命・身体の高危険を回避するため、国は事故直後から避難指示を発令した。

その後の事故の深刻化に伴い避難指示区域は拡大されたが、原子炉が冷温停止状態となったことにより、住民の帰還に向けた環境整備と復興再生を進める目的から全体を 3 つの区域に見直すこととし、一部市町村においては、これまでに避難指示が解除され、徐々にではあるものの住民帰還が可能な区域が拡大している（表-1、図-2、3）。

[†] 福島県農林水産部農村計画課

図-1 福島県区域図

表-1 避難指示区域の説明

区域名	区域への立入り
帰還困難区域	×
居住制限区域	○
避難指示解除準備区域	○

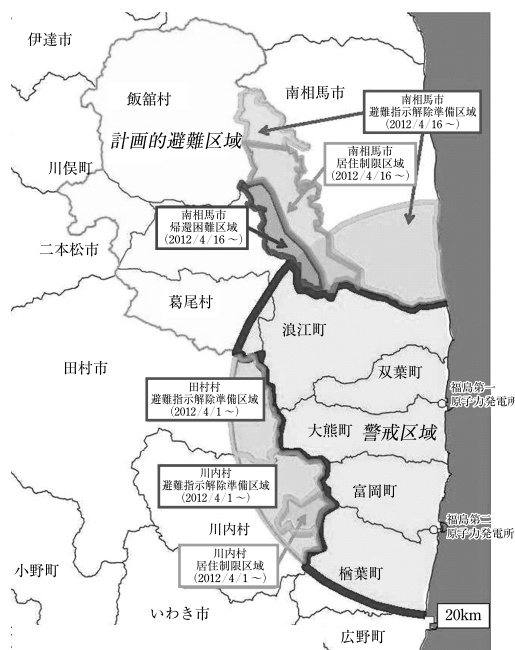


図-2 避難指示区域図（平成 24 年 4 月 1 日時点）



東日本大震災、津波、原子力発電所、復旧、復興、現状、課題

なった区域から順に、災害査定を受けている。平成 27 年 9 月末時点で 2,278 カ所、1,068 億円の査定が完了した。

査定が完了した地区における復旧・復興事業の進捗状況は表-2 のとおりである。

海岸・排水機場の復旧は一部を除き、平成 28 年度までの復旧完了を予定している（写真-6～8）。

農地の復旧は、市町が策定する新たな土地利用計画との整合を図りながら、着手可能な区域については、平成 31 年度までに完了することを目標に工事を進めている（写真-9）。

III. 本県の課題

1. 支援に応えるべき組織体制の不備

本県職員を被災中心地の浜通りに集中配置し、他管内を最小限の人員で対応しているが、本県職員のみで

表-2 復旧・復興進捗率（平成 27 年 9 月末時点）

区分	工種	全体	発注済		完了		完了 予定 年度
		箇所	箇所	進捗	箇所	進捗	
県営	海岸保全施設	30	29	96.7%	6	20.0%	平成 28
	施設 (機場、ため池)	64	59	92.2%	44	68.8%	平成 28
	農地 (区画整理)	114	37	32.5%	0	0.0%	平成 31
	施設 (区画整理)	140	6	4.3%	0	0.0%	平成 31
	小計	348	131	37.6%	50	14.4%	
団体営	施設 (ため池、水路等)	1,199	1,029	85.8%	947	79.0%	平成 27
	農地	608	508	83.6%	438	72.0%	平成 28
	災害関連 (農集排、公園)	123	122	99.2%	117	95.1%	平成 27
	小計	1,930	1,659	86.0%	1,502	77.8%	
合計		2,278	1,790	78.6%	1,552	68.1%	

(平成 23～27 年査定分)



写真-7 上：被災直後，下：復旧した機場
(新地町・大戸浜排水機場)



写真-8 上：被災直後，下：復旧した機場
(相馬市・相馬排水機場)



写真-6 上：被災直後，下：復旧中の海岸堤防
(南相馬市・北老海岸)

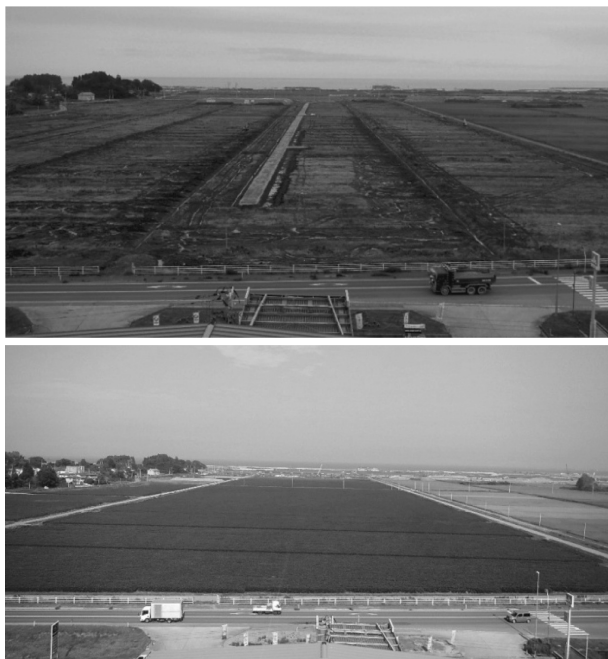


写真-9 上：被災直後，下：営農再開した農地
(新地町・作田前地区)

の自力復旧が困難なため、発災直後から国および各地方自治体の支援をいただき、災害査定対応や工事発注・監理業務などを進めている。この支援いただいている皆様を「福耕（復興）支援隊」と称している。

福耕支援隊は平成27年度末時点で農林水産省（地方8局）、30道府県および7市から延べ46,699人・日に及び、お陰様で浜通りを中心に着実な復旧成果が得られている。さらに毎年の支援元への要請を農林水産省に取りまとめていることも大きな省力化となっている。

しかし、発災直後は福耕支援隊を受け入れる組織体制や環境が追いつかず、支援者の熱い想いが不完全燃焼となり、同時に期待に応えられない本県職員のストレスが高まるなど、体制整備が大きな課題となっていたが、現状ではおおむね改善できていると思われる。

2. 避難継続による復旧復興の遅れ

現在も継続する避難指示などにより、浜通り地方を中心に県内外へ約10万人もの県民が避難しており、関係市町村も役場機能を広範囲に分散させるなど、いまだ異常な状態が続いている。

避難が長期に及ぶことで、住民帰還や営農再開にさまざまな影響が出ており、農地・農業用施設の復旧についても、東日本大震災から約5年が経過した現時点でも被害状況調査が実施できない地域が存在している（写真-10）。そのため、いましばらくの支援をお願いする必要がある。



写真-10 帰還困難区域の現状（写真奥側が太平洋）

3. 労働力・資材の不足による復旧速度の低下

東日本大震災が大規模災害であったことに加え、原子力災害も併発した本県では、ほかの被災地域に比し復旧工事などの着手が大幅に遅延した。そのため、住宅地などの除染作業を並行することとなり、労働力・資機材の不足が恒常化することで入札不調などが多発し、工事進捗の著しい阻害要因となっている。

この状況は現在も継続しており、課題となっている。

IV. おわりに

本県は未曾有の災害を経験することとなったが、このことで全国の農業土木技術者との絆を深めるという大きな財産を得ることができた。

全国の皆様から本県の復旧・復興に多大なるご支援をいただいておりますことに、本紙面をお借りして深く感謝申し上げる次第である。

[2016.4.28.受理]

菊地 和明（正会員）



略 歴
1959年 福島県に生まれる
1982年 福島県入庁
2015年 農林水産部農村計画課
現在に至る

藤本 弘樹



1969年 兵庫県に生まれる
1993年 福島県入庁
2014年 農林水産部農村計画課
現在に至る

長岡 学



1977年 福島県に生まれる
2000年 福島県入庁
2014年 農林水産部農村計画課
現在に至る